



平成 29 年 4 月 3 日

しののめ信用金庫が信託商品の取扱いを開始
～しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」
の取扱い開始について～

- ▼ しののめ信用金庫（理事長 横山 慶一／群馬県富岡市）は、信金中央金庫の信託代理店として信託商品、しんきん相続信託「こころのバトン」および、しんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを平成 29 年 4 月 3 日（月）より開始します。
- ▼ ふたつの信託商品はともに、信託の仕組みを活用し、簡単な手続きで大切なご家族に財産を引き継げるようにした商品です。
- ▼ 多様化するお客さまのニーズにお応えするため、相続や贈与などに関する信託分野の商品をラインナップいたしました。今後も当金庫は、引き続きより多くのお客さまのご要望にお応えできるよう、サービス向上に取り組んでまいります。

記

1. 取扱い商品

○しんきん相続信託「こころのバトン」

ご自分の将来やご家族の未来のために、万一の時すぐに必要となるご資金を、あらかじめ指定したご家族がお受け取りできます。

○しんきん暦年信託「こころのリボン」

毎年徐々にお子さまやお孫さまへのご資金を贈与していく手続きのお手伝いをさせていただきます。

2. 取扱開始日

平成 29 年 4 月 3 日（月）

※本商品は、全店舗で取り扱っております。

以上